

議 第 8 1 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 5 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 9 条第 1 項、若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市国民健康保険条例（昭和34年3月31日条例第8号）

改正後	改正前
第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第12条 市は、世帯主が法第9条第1項 若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。